2020年11月19日

# Japan tax alert

EY税理士法人

# 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定、加盟国による署名

EYグローバル･タックス･アラート･ライブラリー

EYグローバル･タックス･アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

## エグゼクティブサマリー

ASEAN10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの15カ国は、2020年11月15日に開催された第4回RCEP首脳会合にてRCEP協定に署名しました。

RCEP協定は日本の貿易総額の約半分、世界のGDPおよび世界人口の約3割を占める経済圏を対象とする世界最大規模の自由貿易協定であり、日本にとっては、最大貿易国である中国、第3位貿易相手国である韓国と結ばれる初のFTAとなります。日本の主要貿易国であるASEAN、豪州も署名国であり、コロナ後の経済回復に向けて大きな期待ができるものと考えられます。

インドは、関税の引き下げなどによる国内産業への影響を懸念し、2019年に交渉から離脱していましたが、協定ではインドが即時加入できるよう開かれたものにしておくことが明記されたほか、閣僚会合ではインドの参加に係る閣僚宣言が発出されました。

今後RCEP協定は、各国の国内批准手続を踏んだ上、ASEAN6カ国および3カ国以上のASEAN以外の署名国が批准書等を寄託した日の後60日で発効することになります。発効までには時間がかかる可能性がありますが、企業は主要品目の税率引き下げ状況や原産地規則について確認し、発効を見据えた準備をしていくことが求められます。

Building a better working world

# 各国の関税率について[1、2]

## (1)海外における物品市場アクセス

RCEP協定の日本に対しての関税撤廃率は品目数ベースによりASEAN･豪州･ニュージーランドが86%~100%、中国は86%、韓国は83%です。また、工業製品については署名相手国全体で約92%の関税撤廃を実現しているほか、中国及び韓国における無税品の割合が大きく上昇(中国は8%から86%に、韓国は19%から92%)しました。主要品目への関税撤廃･引き下げ状況は、以下のとおりです。

**<中韓における日本に対する物品市場アクセス例>**

| 品目 | 輸入国 | HS | 関税率 | | | | | 原産地規則 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ベースレート | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 最終 | |
| メーキャップ用調製品 | 中国 | 3304.99 | 6.5% | 非譲許 | | | | CTH or RVC40 |
| | 韓国 | | 6.5% | 6.1% | 5.6% | 5.2% | 15年目撤廃 | |
| 写真フィルム(インスタントフィルム) | 中国 | 3702.31 | 5.0% | 即時撤廃 | | | | CTH or RVC40 |
| | 韓国 | | 6.5% | 即時撤廃 | | | | |
| 男子用のシャツ(綿製) | 中国 | 6205.20 | 16.0% | 14.5% | 13.1% | 11.6% | 11年目撤廃 | CC |
| | 韓国 | | 13.0% | 非譲許 | | | | |
| フェロニッケル | 中国 | 7202.60 | 2.0% | 即時撤廃 | | | | CTH or RVC40 |
| 合金鋼のインゴット | 中国 | 7206.10 | 2.0% | 即時撤廃 | | | | CTH or RVC40 |
| エンジン(自動車用) | 中国 | 8407.90 | 18.0% | 16.90% | 15.8% | 14.6% | 16年目撤廃 | CTH or RVC40 |
| | 韓国 | | 8.0% | 非譲許 | | | | |
| ギアボックス(自動車用) | 中国 | 8483.40 | 8.0% | 7.5% | 7.0% | 6.5% | 16年目撤廃 | CTSH or RVC40 |
| | 韓国 | | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 20年目撤廃 | |
| 液晶カラーテレビ(デジタル) | 中国 | 8528.72 | 30.0% | 非譲許 | | | | CTH or RVC40 |
| | 韓国 | | 8.0% | 7.5% | 6.9% | 6.4% | 15年目撤廃 | |
| 乗用車 | 中国 | 8703.23 | 25.0% | 15%(一部非譲許) | | | | RVC40 |
| | 韓国 | | 8.0% | 非譲許 | | | | |
| バンパー及びその部分品(自動車部品) | 中国 | 8708.10 | 10.0% | 9.5% | 9.0% | 8.6% | 21年目撤廃 | CTH or RVC40 |
| | 韓国 | | 8.0% | 7.5% | 6.9% | 6.4% | 15年目撤廃 | |
| 自動調整機器(冷蔵庫用サーモスタット) | 中国 | 9032.10 | 7.0% | 6.4% | 5.7% | 5.1% | 11年目撤廃 | CTSH or RVC40 |
| | 韓国 | | 8.0% | 即時撤廃 | | | | |

中国のASEANに対しての関税について、RCEP協定では数年かけて関税撤廃を行う品目もあるところ、当面、既存のASEAN中国FTAの方が関税率は低い品目が多いと見込まれます。他方、ASEAN中国FTAでVA基準のみ採用されていた品目に対して、RCEP協定ではCTCルールの適用が追加されているものもありますので、適用できる各協定を比較し、どの協定を選択するべきかを検討することが推奨されます。

**<中国におけるASEANに対する物品市場アクセス例:アセアン中国との比較>**

| 品目 | FTA | HS | 関税率 | | | | | 原産地規則 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ベースレート | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 最終 | |
| 乗用車 | RCEP | 8703.23 | 25.0% | 15.0%(一部非譲許) | | | | RVC40 |
| | ASEAN中国FTA | | 25.0% | 撤廃済(一部非譲許) | | | | RVC40 |
| エンジン(自動車部品) | RCEP | 8407.90.90 | 18.0% | 16.8% | 15.6% | 14.4% | 15年目撤廃 | CTH or RVC40 |
| | ASEAN中国FTA | | 18.0% | 撤廃済 | | | | RVC40 |
| ギアボックス(自動車用) | RCEP | 8483.40 | 8.0% | 7.2% | 6.4% | 5.6% | 10年目撤廃 | CTSH or RVC40 |
| | ASEAN中国FTA | | 8.0% | 撤廃済 | | | | RVC40 |

### (2)日本における物品市場アクセス

RCEP協定において、日本は、ASEAN･豪州･ニュージーランドに対し88%、中国に対し86%、韓国に対し81%の品目において関税を撤廃します。工業製品(化学工業製品、繊維･繊維製品等)については関税を即時または段階的に撤廃するとされておりますが、重要5品目(米、麦、牛肉･豚肉、乳製品、甘味資源作物)は関税削減･撤廃から除外されています。

### (3)適用される関税率について

RCEP協定上、RCEP原産国により適用される関税率が異なりますので、域内の原産か否かだけではなく、RCEP原産国を決定する必要があります。原則として、協定の原産地規則に従って原産地資格を得た国をRCEP原産国としますが、締約国の原産材料のみを用いて生産される産品については、輸出締約国で軽微な加工以上の加工がされた場合に限り、当該輸出締約国をRCEP原産国とすることが認められます。また、各国の譲許表の付録に特定された品目については、輸出締約国が追加的な要件(例:20%以上の域内原産割合の付加)を満たす場合に限り、当該輸出締約国をRCEP原産国とすることが認められます。最終的に輸出締約国がRCEP原産国と決定できない場合には、生産において最高価額の原産材料を提供した国をRCEP原産国とします。

## 原産地規則

### 原産品として認められるための要件

RCEP協定における原産地規則には、原産品の定義、累積、軽微な工程及び加工、僅少の非原産材料、積送基準等が定められており、基本的に既存FTAと同様の構成内容となっています。具体的には、RCEP協定上の原産品と認められるためには、輸入品が①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③非原産材料を使用して生産される産品であって品目別規則に定める関連する要件を満たすもの、のいずれかである必要があり、品目別規則には、完全生産品(WO)、関税分類変更基準(CC、CTH、CTSH)[3]、付加価値基準(RVC40)、化学反応による生産品(CR)のいずれかが定められています。また、域内原産割合の算定にあたっては、次の計算式が規定されています。

(a)間接方式または控除方式

RVC=(FOB-VNM)/FOB×100

(b)直接方式または積上げ方式

RVC=(VOM+直接労務費+直接経費+利益+他の費用)/FOB×100

### 原産地証明

RCEP協定の原産地証明手続に関し特筆すべき点は、複数の証明制度が併存している点です。具体的には以下のいずれかの文書が原産性証明として認められています。

(a)原産地証明書発給機関により発給された原産地証明書
(第三者証明)

(b)認定された輸出者による原産地申告
(認定輸出者自己証明)

(c)輸出者または生産者による原産地申告
(輸出者または生産者による完全自己証明)

(b)認定輸出者自己証明に関し、各締約国は、自国の法令に従って認定輸出者について定め、申請手続および要件を公表することとされています。認定輸出者となるための協定上の条件には、①各国の法令により適正に登録されること、②原産地規則を理解していること、③輸出に関する十分な水準の経験を有していること、④輸出締約国の権限当局に評価される実績を有すること、⑤輸出者が貿易業者の場合は産品の原産性および検認に協力する旨の生産者の意図が確認できるものを入手すること等、⑥十分に管理された帳簿および記録の保管のシステムを有することが規定されています。

(c)生産者･輸出者自己申告による方法については、協定上一定期間以内に導入する旨が規定され、カンボジア、ラオスおよびミャンマーは協定発効後20年以内に、その他の締約国は10年以内に実施することとなっていますが、ASEANの一部の国では完全自己証明の経験がないため、導入には時間がかかることが見込まれます。

また、RCEP協定では輸入者による原産地申告を原産地証明として導入することを検討するとされているほか、日本への輸入に関しては、協定発効時から輸入者による原産地申告が採用される予定です。

## 企業に求められる対応

多くの企業にとってアジア域内のFTAの利用がRCEPに収れんされる事態は想定されず、今後も現行FTAとRCEPを使い分けていくことが企業には要求されます。そのため、企業の担当者はこれまで以上に複数の原産地規則や手続きに精通し、限られた社内工数で法令順守を維持しながらコスト削減を実現するという困難な課題を実行していくことが必要とされます。

一方、他のFTA同様、RCEP協定においても、輸入国の税関当局による、①輸入者、輸出者、生産者や輸出当局に対する書面による情報提供要請、②輸出者または生産者の施設への訪問、といった検認手続が定められています。検認を受けた輸出国当局・輸出者・生産者は輸入国から与えられた最大90日以内の期限内に回答する必要があり、輸入国税関の納得する回答が期限内に得られない場合にはFTAが否認される恐れがありますので、注意が必要です。

RCEPの登場により、企業はこれまで以上に節税メリットを享受し、各国への市場アクセスも改善されることが期待される一方、複数の似通ったFTAを今後も正確に運用していくにはFTA実務全般を見直し、実務のアウトソーシングやシステムの導入を含むFTA利用体制の強化に現段階から着手することが重要です。

## 巻末注

1. RCEP協定の譲許表及び品目別規定は2012年版のHSに従って規定
2. 関税の引き下げは、1年目は協定の効力を生ずる日に、2年目以降は、インドネシア、日本、フィリピンについては各年の4月1日、その他の締約国では各年の1月1日に行われる
3. 一部のHS番号からの変更を除く規定あり

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。


**EY税理士法人**

| | | |
|---|---|---|
| 大平 洋一 | パートナー | yoichi.ohira@jp.ey.com |
| 原岡 由美 | パートナー | yumi.haraoka@jp.ey.com |


### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。
メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

**@EY_Japan**
最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。


**EY税理士法人**
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com


**EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting**

**EYについて**

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

**EY税理士法人について**

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。


© 2020 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.



Japan Tax SCORE 20201119



本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。


**ey.com/ja_jp**